

宮城・山王遺跡



- 1 所在地 宮城県多賀城市山王
- 2 調査期間 一 一九九〇年(平2)四月～八月、二 一九九〇年四月～一二月、三 一九九一年四月～一二月
- 3 発掘機関 多賀城市埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 一 石川俊英・相沢清利、二 千葉孝弥・石本敬、三 千葉孝弥
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 弥生～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

山王遺跡は仙台市の中心部から北東約10km、特別史跡多賀城跡の南西に展開している。本遺跡のある多賀城市西部は、地理的にいわゆる仙台平野の北東端部にあたり、仙台市東部から続く広い沖積地の一部を占めている。そのうち、JR東

北本線岩切駅から多賀城跡にかけての県道泉・塩釜線沿いの地域は、東西に長い微高地であり、本遺跡はその東半部に立地している。なお、この微高地は、七北田川や多賀城跡の西側近くを南流する砂押川の冲積作用によって形成された自然堤防と考えられている。標高はおよそ五六mである。その北側は丘陵部に囲まれた広い範囲が低湿地となつており、南側は微高地と低湿地が複雑に分布している。

一 第九次調査(千刈田地区)

本遺跡をはじめ多賀城跡の南部から西部に位置する新田・市川橋・高崎遺跡は奈良・平安時代の遺構・遺物が多数発見され、多賀城と密接な関わりのある遺跡群と捉えられている。特に、本遺跡及び市川橋遺跡では九世紀になると東西・南北の直線道路によって方格地割りが形成されている。この方格地割りは、朱雀大路に擬せられる南北大路とそれと直交する東西大路を基準としており、およそ一町四方前後の区画をつくっている。各区画内は基本的に宅地となつておらず、生産域とは明確に区別されている。また、住居はほとんどが掘立柱建物であり、竪穴住居を主体とする集落とは大きな相違が認められる。東西大路は内陸方面から多賀城に至る主要ルートであり、これに面した区画は国司など上級官人の邸宅、離れた区画は中・下級官人の住まいとなつており、階層に応じて宅地の班給が行なわれたと見られる。

本調査は、JR陸前山王駅北側におけるマンション建設を原因として実施した。この場所は、東西大路と北1東西道路、西6・西7南北道路と名付けた道路によって区画された邸宅の南東部にあたる。遺構は、上層と下層でそれぞれ二時期あり、合わせて四時期の変遷が確認されている。このうち上層古段階の遺構は国守館と考えられる。桁行九間、梁行四間の四面廂付東西棟建物（SB四七四）を中心とし、それと方向を同じくする桁行四間以上、梁行二間の南北棟建物、大木を刳り貫いた井戸などが発見されている。四面廂付建物は多賀城城内では政庁正殿、六月坂地区官衙主屋、城外では館前遺跡主屋に見られるのみである。また、本地区からは中国製の青磁・白磁・鉄釉陶器、灰釉陶器、綠釉陶器が多量に出土しており、居住者の贅沢な暮らしづくりを窺わせる。SB四七四は同位置で四時期の重複があり、三時期目の柱穴埋土から木簡が一点出土している。同埋土には多量の焼土・焼壁が認められることから二時期目に火災があつたことが推定される。また、一〇世紀前半に降下したとされる灰白色火山灰ブロックも混入していることから三時期目の年代は一〇世紀前半以降である。

二 第一〇次調査（八幡地区）

本調査区は特別史跡多賀城跡の南西約三〇〇mの地点に位置する。一九八八年度から自動車専用道路建設に関する調査が開始され、幅二〇mの路線部分に加え、四万三〇〇〇m²におよぶ広大なインター

チエンジ予定地を対象とした調査を実施している。古墳時代中期から近世にかけての遺構・遺物が多数発見されている。木簡は奈良時代の溝と井戸から発見されている。奈良時代には城外を広範囲にわたって区画した形跡は窺われず、遺構間の配置にも規則性は認められない。

木簡は井戸SE五〇二一から一点、溝SD一八〇から二点出土している。SE五〇二一井戸は底面に曲物を据えた井戸である。木簡は底面付近から出土した。

溝SD一八〇は幅約四・二mの大溝である。方向は北で西に約三二度偏しているが、調査区東端部では約七度の傾きとなっている。

一一〇m以上にわたって検出しており、なんらかの区画溝と考えられる。堆積土中層に粘質土層や腐植土層があり、多量の土器・木製品をはじめ漆紙文書、漆紗冠などが出土している。漆紙文書は二点出土しており、一点は天平五年籍または天平一二年籍の作成に関わる陸奥国戸口損益帳草で、紙背文書は百濟王敬福と考えられる記載を有し、天平一〇年（七三八）から天平勝宝元年（七四九）までの二年間に限定されるものである。もう一点は天平宝字七年（七六三）の具注曆である。

三 第一二次調査（八幡地区）

本調査区は第一〇次調査区の東側にあたる。SD一八〇の延長部分を西端部において検出しており、木簡はその東約一・一mの位置に

あるSE五二〇八井戸から出土した。この井戸は、出土した土器の年代からおおよそ奈良時代のものと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

一 第九次調査

(1)

・「右大臣」〔殿
カ〕
〔錢
馬
文
臣
殿
カ〕

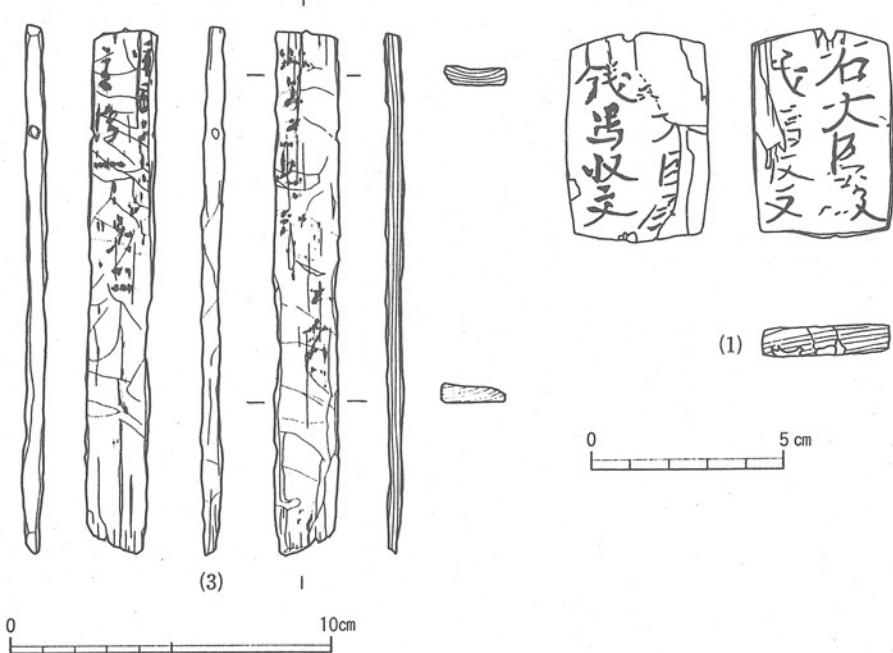
錢馬收文

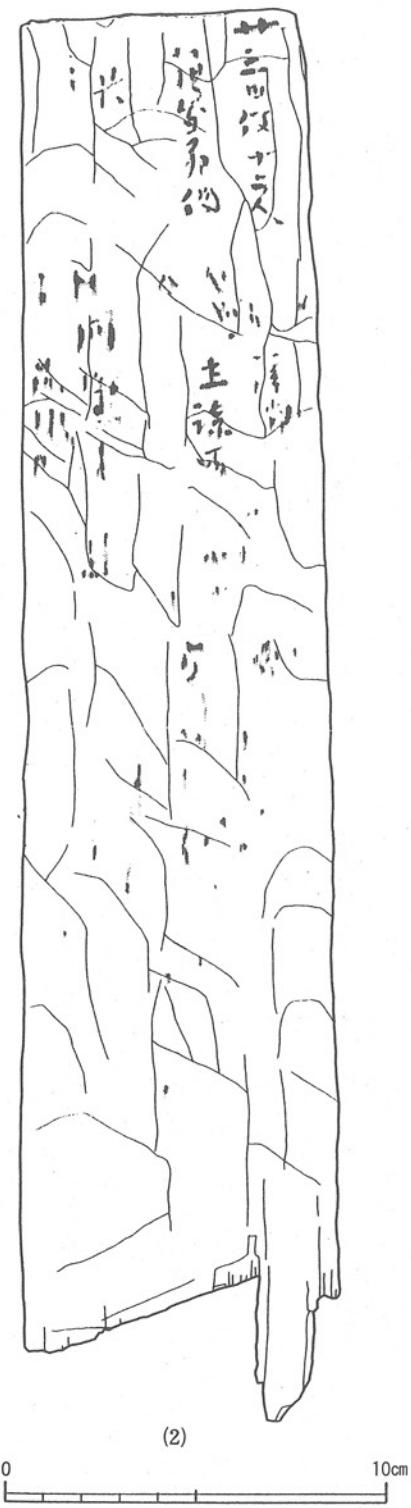
(題籤軸)

(55)×36×8 061

(1)は題籤軸である。軸部はつけ根から欠損し、題籤部については表面は右下部と左側面、裏面は右上部と右側面がそれぞれ抉り取られたように欠損している。題籤両面は同文と判断される。「錢馬」は錢別のための馬のことであり、「收文」は通常諸国の貢納物に対する中央の役所の受取状のことである。内容についてはいくつかの解釈が可能であるが、右大臣昇進にともなつて按察使の職を辞した人に陸奥守が錢別として馬を進上し、その收文(受取状)が陸奥守宛てに送付されたという理解が最も妥当と考えられる。收文は馬を送る際の陸奥国司解文案など一連の文書とともに題籤を付して保管していたと推定される。

この木簡は、遺構・遺物など考古学的検討から国司館と推定され





(2)は全面的に文字面が削り取られている。日々の作業を記した大型の記録簡の一部と考えられる。「土漆」という記載から漆塗りの作業に関わるものと推定される。この地区では漆付着土器が大量に出土しており、漉し布や漆紙文書なども発見されていることから工房の存在が推定される。

(3)は軍團関係のものである。上端から約一寸の位置の側面に小孔

りの区画から出土しており、記載内容から国守館であることを決定づけた貴重な資料である。また、一〇世紀前半頃地方政府は大きく変更を遂げ、その中心となる国府においても次第に国司の館の役割が重要性を増すという指摘を支持するものとしてきわめて重要である。

二 第一〇次調査

(2)

「廿三日役十一人

□相替不役□
□
〔人カ〕

土漆五
〔塗カ〕

長□

同□

(374)×82×7

(3) 一溝八〇一SD

軍毅
一
見

(165) × (20) × 5 015

が貫通している。何らかの帳簿整理にかかるものと推定される。

この他SD一八〇から一点出土しているが、墨痕が認められるだけで判読は困難である。

三 第一二二次調査

(4) 「○□□

(150)×22×3 019

上端から一七mmの位置に小孔がある。

釈文・内容については、関係文献③④に平川南氏の報告があり、本項はそれを引用・要約したものである。

9 関係文献

- ① 多賀城市埋蔵文化財調査センター『山王遺跡—第九次発掘調査報告書—』(一九九一年)
- ② 同『山王遺跡—第一〇次発掘調査概報(仙塩道路建設に伴う八幡地区調査)』(一九九一年)
- ③ 同『山王遺跡—第一一二二次調査概報(仙塩道路建設に伴う八幡地区調査)』(一九九二年)
- ④ 同『山王遺跡ほか—発掘調査報告書—』(一九九三年)
(千葉孝弥)

多賀城市文化財調査報告書第三九集

『山王遺跡—第一七次調査—出土の漆紙文書』の刊行

多賀城市山王遺跡は多賀城の南西、砂押川の西岸に位置している遺跡である。出土文字資料として木簡・漆紙文書などがあり、その内容から国司館や漆工房の存在が推定されている。漆紙文書についてはすでに二点が報告されているが(多賀城市埋蔵文化財調査センター『山王遺跡—第一一二二次調査概報』一九九二年)、その後出土した五点についての報告書が刊行された。

釈文、現状写真、赤外線テレビの画像の図版を掲載し、関連する木簡、正倉院文書などの史料の検討を踏まえた解説を付す。中でも駄戸編成のあり方を示す記載を含む計帳歴名(三号文書)、現存計帳とは戸口の記載順を異にする計帳様文書(四号文書)などが注目される。

多賀城市埋蔵文化財調査センター編集

多賀城市教育委員会発行

図版一枚、本文三〇頁、B5版

額価一〇〇〇円、送料一冊一四〇円

問い合わせ先 多賀城市埋蔵文化財調査センター

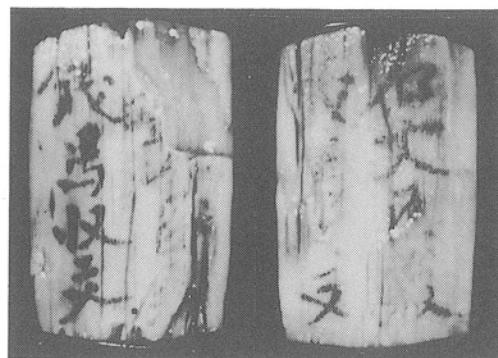
一九八五 多賀城市中央一一一七一一

TEL 〇二二一三六八一〇一二四

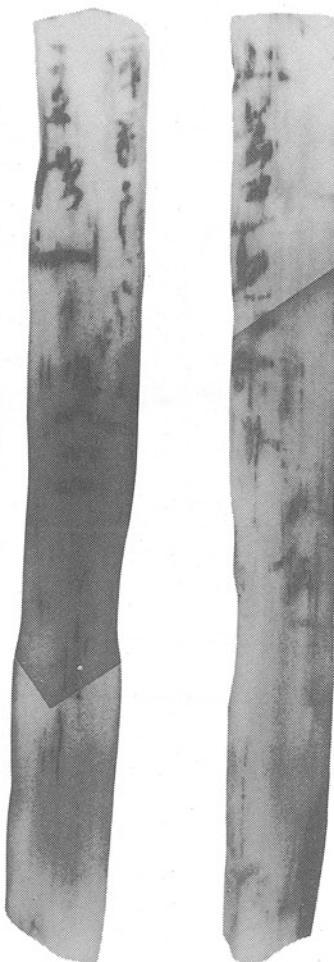
1995年出土の木簡



(2)



(1)



(3)



多賀城南面の街並み

- ①多賀城跡 ⑤山王遺跡（第9次）
- ②南北大路 ⑥山王遺跡（第10・12次）
- ③東西大路 ⑦市川橋遺跡（第8次）
- ④多賀城廃寺 ⑧市川遺跡（第10次）